

京都市告示第575号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止及び一部廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和4年2月14日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	下熊田妙見谷水9号	右京区京北下熊田町妙見谷6番地の1地先 同町6番地の2地先	
2	山田水0115号	西京区山田南山田町32番地の1地先 同町31番地の1地先	
3	深草水0150号	伏見区深草大亀谷八島町8番地の24地先 同町6番地の4地先	

(廃止水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	御陵水0080号	山科区御陵久保町5番地の4 同町19番地の4	

(一部廃止水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	深草水0029号	伏見区深草大亀谷八島町8番地の24地先 同町6番地の48地先	

(建設局土木管理部道路明示課)